

令和8年度熊本市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度熊本市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	498 床
(市民病院：一般病床 380床、感染症病床 8床)	
(植木病院：一般病床 85床、療養病床 25床)	
(2) 年 間 患 者 数	293,211 人
ア 入 院	151,671 人
(ア) 市 民 病 院	130,406 人
(イ) 植 木 病 院	21,265 人
イ 外 来	141,540 人
(ア) 市 民 病 院	119,819 人
(イ) 植 木 病 院	19,644 人
(ウ) 芳 野 診 療 所	2,077 人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
ア 入 院	
(ア) 市 民 病 院	357 人
(イ) 植 木 病 院	58 人
イ 外 来	
(ア) 市 民 病 院	497 人
(イ) 植 木 病 院	82 人
(ウ) 芳 野 診 療 所	9 人

(4) 主要な建設改良事業

ア 施設改良	5,506 千円
(ア) 市民病院	5,506 千円
イ 医療機械器具購入	646,204 千円
(ア) 市民病院	630,973 千円
(イ) 植木病院	15,231 千円
ウ 電算システム更新	2,784,600 千円
(ア) 市民病院	2,784,600 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	16,899,097 千円
第1項 医業収益	14,491,955 千円
第2項 医業外収益	2,300,211 千円
第3項 特別利益	106,931 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	17,247,492 千円
第1項 医業費用	16,853,710 千円
第2項 医業外費用	381,782 千円
第3項 予備費	12,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,439,045千円は、過年度分損益勘定留保資金1,439,045千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	4,449,598 千円
第1項 企業債	3,364,900 千円
第2項 出資金	89,306 千円
第3項 補助金	659,540 千円
第4項 負担金	335,852 千円
支 出	
第1款 資本的支出	5,888,643 千円
第1項 建設改良費	3,436,310 千円
第2項 企業債償還金	1,952,333 千円
第3項 投資	500,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民病院医療情報システムヘルプデスク業務委託	令和9年度～令和13年度	230,000
市民病院給食調理業務等委託	令和8年度～令和11年度	981,000
市民病院滅菌及び手術室支援業務委託	令和8年度～令和13年度	484,000
市民病院心臓カテーテル検査装置保守点検業務委託	令和9年度～令和10年度	38,134
市民病院X線透視撮影装置保守点検業務委託	令和9年度～令和11年度	16,764
市民病院手術映像システム保守点検業務委託	令和9年度～令和12年度	18,832
市民病院内視鏡手術支援ロボット保守点検業務委託	令和9年度～令和12年度	69,520
市民病院高精度放射線治療システム整備経費	令和8年度～令和9年度	605,000
植木病院物品管理業務委託	令和8年度～令和11年度	15,900

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民病院医療機械器具整備事業	598,300	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上げ償還することがある。
市民病院電算システム整備事業	2,753,400			
植木病院医療機械器具整備事業	13,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用・医業外費用・特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 9,086,406 千円
- (2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業会計の経営基盤確立のため、他の会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

(1) 一 般 会 計 1,089,617 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,300,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	医 療 機 器	据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置	1 台
		眼科手術用顕微鏡	1 台
		超音波画像診断装置	1 台
	そ の 他	医療情報システム	一 式
	投資有価証券	国債等	一 式

熊 本 市 長 大 西 一 史